



保育要領に於ける「お話」の解釋

内 山 憲 尙

序

昭和二十三年三月「保育要領」が出されて今まで「談話」と云う名稱で取り扱われていたものが、「お話」と變り、今まで談話の内に含有されていた、人形芝居は別個にとり出されて獨立した。

そこで、今度の保育内容に於ける「お話」と、前の保育項目の談話とはどこがちがつているのだろうか、又何故談話がお話と改稱されたのであるか、更に「お話」の意義やその進む可き方向について疑義を持たれている方が多い様である。

今まで何かの機會にこれ等の問題について書いて見たいと考えていたが、貧乏暇なしの上に生れつきの筆無精のこととて、氣になり乍らそのまゝに打ちすぎてしまつた。今回編集部からのお言葉もあつて、第三回保育大會も一段落ついたので拙ない筆を持たせて貰ふことにした。

一、幼稚園の目標

幼稚園も大學、高等學校、中學校、小學校の仲間入りをして、學校教育法の中に加えられ、日本の教育の一環として、その初期の教育に當ることになつたのである。

幼稚園教育の目的は「適當なる環境を與えてその心身の發達を助長することにあるので、この目的を達成するためには次の各號に掲げる目標に向つて努力をしなければならぬ。(第七十八條)

- 一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖ること。
- 二、園内において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 三、身邊の社會生活及び事象に對する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 四、言語の使い方を正しく導き、童話、繪本等に對する興味を養うこと。
- 五、音楽、遊戯、繪畫その他の方法により創作的表現に對

する興味を養うこと

以上の五項の内第四、第五はお話に直接に關係のある條項である。即ち

言語の使い方……………言葉の保育——話し合い
童話に對する興味……………情操教育——聞き方
創作的表現……………發表指導——話し方
の三つの分野に考えることが出来る。

一、お話の意義

お話は從來狭い範圍に考えられて、童話そのものゝ様に考へられていた、「お話をしましょう」と云えば童話を話すこととなるのであるが、保育内容に於けるお話は童話だけを意味するものではない。

幼児の話す部面のすべて

幼児と教諭の話し合う部面のすべて

幼児に聴かせる部面のすべて

が「お話」である。

換言すれば、幼児と教諭の間に言葉を以て表現せられるものゝ内、教育目的達成に適する具象的、組織的な保育の一つであると言ふことが出来る。

言語は人類のみが持つ獨特のものであつて、野蠻人より文明人に到る程發達し分化して來るものである。

そして、言葉は生活面の大半を占めるものであつて一日の生活も「お早よう」に始まり「おやすみなさい」に終る。言

葉なくして生活することは出来ない。

如何に上手に言葉を使用し、如何に相手に氣持ちよさを保たしめ、

如何に聞いてよることか

と云うことが「お話」の意義でなければならぬ。

三、お話と談話

お話は古くから保育に採用されていて、フレーベルもその必要性をといっている。我國に幼稚園が始められたのは明治九年十一月十四日で、當時の東京女子師範學校（今の女子高等師範學校）内に置かれた。

開園當時より十四年頃までは、附屬幼稚園に於て二十五の保育項目が用いられた、その第十七に談話があげられている。談話の材料としては、豊田英雄保母の當時の手記である

「恩物大意」の中に

幼稚園の子女に爲す小話の事

從來在りし話と現在の話と又師、是迄實地經驗せし所の解、又其知己の者より見聞せし事については是を爲す。

第一小話 動物を題す（寓話ならん）

第二回 變化等の事を取交爲す（お伽話ならん）

第三回 人間と他の動物を比較す（比喻談）

第四回 神佛宗旨に關する事（宗教的な話）

第五回 往事より戯の話（口碑）

第六回 學校に關すること

第七回 歴史の話

等があけてある。

説話及小話としたのは、獨逸語のメルヘンを譯したものと考えられる。しかし、その内容は、生活談や歴史的な話にまで及んで可成り廣い範圍にわたつてゐる。

明治十四年六月、保育科目の改正が行われて、

一會集 會集ハ毎日先ツ諸組ノ幼兒ヲ遊嬉室ニ集メ唱歌ヲ

復習セシメ且時々行儀等ニ就テ訓誨ヲ加フルモノトス。

二修身ノ話 修身ノ話ハ和漢ノ聖賢ノ教ニ基テ近易ノ談話

ヲナシ孝悌忠信ノコトヲ知ラシメ務メテ善良ノ性質ヲ習慣ヲ養ハントトヲ要ス。

三庶物ノ話 庶物ノ話ハ専ラ日用普通ノ家具、什器、鳥、

獸、草、木等幼兒ノ知り易キ物或ハ其標本、繪圖ヲ示シテ之ヲ問答シ以テ觀察注意ノ良習ヲ養ヒ、兼ネテ言語ヲ習ハシメントトヲ要ス

とある。(倉橋、新庄著日本幼稚園史に據る)

明治三十二年六月二十八日文部省令で始めて保育課程として遊嬉、唱歌、談話、手技の四項目が定められて、始めて談話なる文字が出て來たのである。

大正十五年四月二十一日 (四月二十一日はフレールベルの誕生日に當る) に獨立の法令として幼稚園令が勅令第七十四號を以て發布され、四月二十二日省令第十七號で幼稚園令施行規則が出されて、

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス、

と明示せられたのである。爾來談話なる言葉によつて、保育五項目の一つとして保育上にその地位を占めて來たのであつた。

昭和二十二年二月十日から文部省に幼兒教育調査委員會が設けられ、倉橋惣三、副島ハマ、内藤壽七郎、山下俊郎、鎌田しん、三木安正、及川ふみ、内山憲尙、功力よし子、吉見靜江、多田鐵雄、坂元彦太郎、中谷千藏の諸氏が委員となり、民間教育部のフェファアーナン女史の出席を得て毎週水曜日に會合をして、保育要領の案を作製した。

フェファアーナン女史のサゼスチョンによつて、從來の保育項目五項を十二の保育内容と改めた。

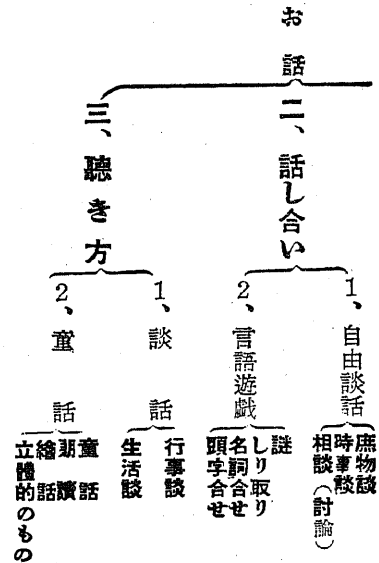
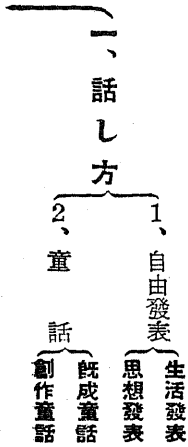
- 1 見學
- 2 リズム——從來の遊戯
- 3 休息
- 4 自由遊び
- 5 音樂——從來の唱歌
- 6 お話——從來の談話
- 7 繪畫——從來の手工
- 8 製作
- 9 自然觀察——從來の觀察
- 10 ごつこ遊び、劇遊び、人形芝居
- 11 健康保育

ストーリーをどう譯すかと云うことが委員間で問題になつた。始めは従来通り談話として置くと云うことであつたが、(イ)みんな名稱が變つたからこの際改めては、(ロ)談話と云うと、大人の話し合いの會に用いられる文字であること、又談話と云う題名の雑誌など出されていること、(ハ)談話と云う文字から固い感じを受ける、等の理由の下に「お話」と譯すことになつたのである。

故に大體談話とお話とは言葉が伏つただけで内容に於てはちがいが無いと考えてよい。但し、従来談話の中に包含されていた、人形芝居が、別に取り出されて、一つの項目を作つたと云うこと、即ちお話と別個に人形芝居が取り扱われる點だけは以前とちがつて、いる。

四、お話の分類

お話には三つの部面があると云うことを述べたが、この三つのものが更にどう分けられるかと云へば、大體次の様なものとなる。



話し方を自由發表と童話とに分ける。自由發表は幼兒の自由な發表であつて、日常の生活を發表する生活發表、及び自分の考えていることや随時幼兒が思いついたことを表現する思想發表とがある。

童話は従来あつた話を、そのまま話す既成童話と自由に幼兒が考えて(創作して)發表する創作童話とに分けられる。

話し合いは幼兒と教諭が自由な形式で行う平素の會話であつて、自由談話はいろいろなものについて話し合う庶物談、時々のお來事について話す時事談、保育の在り方や進み方を相談して決める相談等に分けられる。

聴き方は教諭が話して幼兒が聞くもので、その中心をな

すものは童話である。作られた童話の朗讀、繪を補助として話される繪話及び形式に於て繪話の一種である紙芝居、それから立體的な折紙を利用して話す折紙童話や、玩具などを利用して話す玩具童話などがこれの立體的面であると云うことが出来る。

五、新保育とお話

お話は以上の様な廣範圍に於て新しい生命を持つものであつて、童話と紙芝居のみをもつて「お話」と考えていた従来の認識を根底から更めて貰はねばならない。

一日の保育中に於て、幼児との交渉面で言葉で以てする部面はすべてが「お話」であると考へてもよい程で、一寸した會話の中にも言葉の教育が完全になされるものである。

保育カリキュラムの中に盛り込まれるものは限度があつて、童話、紙芝居、朗讀、生活發表、行事談、謎等にすぎないだろうが、これ以外に、朝の挨拶から食後の雑談にいたるまで、すべてが「お話」であると考へなければならぬ。

従来の教育の如く形式的な、時間にしばられたもののみを教育であると考へる考へ方は捨て、仕舞つて、幼児と面している時間のすべてが保育であると考へなければならぬ。そして、幼児と面している際にその全部面を受持つものは「言葉」であることは勿論である。

言葉こそは保育の全面であり、お話こそは保育の重要部面を占めるものである。

讀 書

『あなた よく本をお讀みになるのねえ』

『いゝえ、たいして……』

『お忙しいのに、よくねえ』

『忙しいから、靜かに本を讀む時間をつくらなくては、いられますわ』

『そんなに本をお讀みになつて、さぞ賢くおなりでしょうね』

『いゝえ、そんなこと』

『でも、それでなけりやあ つまらないじゃありませんか』

『好きなものを読みたつて、見る／＼とる譯でもありませんわ』

『よくまあ、次から次へ、本が手に入りますのね』

『いゝえ、たいして』

『それで、どうして、いつも讀書を楽しんでいらつしやれるの』

『好きな本を、讀みかえていますわ』

『それにしても、選擇に苦心なさるでしょう』

『別に、そんなに、』

『あなたの選擇の標準は』

『更めて選擇しなくてもいゝことを標準にしますのよ』